

平成 28 年 3 月 22 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 上席執行役員 鷺本 晴吾
電 話 番 号： (0 3) 5 7 3 3 - 2 1 2 1

不動産特定共同事業法に基づく許可取得に関するお知らせ

当社は、不動産特定共同事業法に基づく金融庁長官・国土交通大臣許可を取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 概要

当社は、平成28年3月18日付で、不動産特定共同事業法第2条第4項第4号に掲げる業務（以下「不特法第4号事業」といいます。）を営むことについて、金融庁長官及び国土交通大臣から以下のとおり許可を受けました。

許可年月日	平成28年3月18日
許可番号	金融庁長官・国土交通大臣第66号
許可の内容	不動産特定共同事業法第2条第4項第4号に掲げる業務

当社グループの不動産特定共同事業については、平成27年3月27日付「不動産特定共同事業等を活用した不動産証券化モデル事業による業務受託に関するお知らせ」によってお知らせいたしましたとおり、当社子会社フィンテックアセットマネジメント(株)（以下、「FAM」といいます。）が、不動産特定共同事業法第2条第4項第3号に係る業務（以下「不特法第3号事業」といいます。）を営むことについて、金融庁長官及び国土交通大臣から許可を受けております。

当社グループは、特別目的会社（SPC）を活用したサービス付き高齢者向け住宅等の開発、運用案件に関して、当社が案件のアレンジメントを、FAMがアセットマネジメントを受託してきました。FAMにおいては、昨年3月に不特法第3号事業の許可を受けてから、多くの同事業（委託を受けて不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務）を受託してきました。

今後も、二重課税を回避できていない既存の不動産証券化スキームによる案件及び対象不動産について耐震性が劣る物件や、小規模物件、地方物件等で信託受託が困難なもの、又は事業採算性の観点から信託設定が困難であり、他の不動産証券化スキームで不都合が生じる案件に対して、不動産特定共同事業等を活用した不動産証券化事業を推進して参ります。

2. 今後の見通し

今般、当社が不特法第4号事業として不動産特定共同事業契約の締結または媒介が可能となったことで、不動産特定共同事業のアレンジメント、アセットマネジメント受託の効率性が向上し促進されることにより、業績への貢献が期待できます。なお、当期の業績への影響は軽微であります。

以 上